

令和 3 年
第 5 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 3 年第 5 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 3 年 5 月 2 5 日（火）午後 3 時

会場 3 0 2 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - （１）事務報告
 - （２）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
- 6 閉会

令和3年第5回立川市農業委員会総会

令和3年5月25日（火）

立川市役所302会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久 敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君
 次長 奥野 武司 君
 係長 原島 邦雄 君
 主任 南山 和秀 君

午後 2 時 5 8 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。定刻より若干何分か早いんですけれども、皆さんおそろいいただきましたので、始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

今日は本当に暑くて、これから農家は特に収穫などが忙しくなってくるかと思います。忙しくなるということは、今度は草もどんどん生えてきたりして、非常に大変になってくる時期でございますが、また今後ともよろしくお願いしたいと思います。

緊急事態宣言も、何か今月 31 日が、また延長されるんじゃないかというような、ニュースでも報道されておりますが、もし延長する際は、また引き続き御協力お願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 3 年第 5 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員が出席されておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、お願いをいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名です。今回は 10 番の田中委員、11 番の横幕委員にお願いしたいと思います。

それでは、報告事項（1）事務報告、（2）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 4 件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、初めに、報告事項（1）事務報告を行います。

お手元、縦長の事務報告の資料を御用意ください。

5 月 14 日（金）、本総会に向けた現地調査を行いました。

本日、5 月 25 日（火）、農業委員会の総会で、終了後に全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。5 月 26 日（水）から 28 日、

また、6月4日（金）には東京都農業会議主催の研修会等がウェブ会議方式で予定をされております。事務局が参加の予定です。

6月1日（火）、北多摩地区農業委員会連合会の令和3年度通常総会が、昨年度に引き続き書面で開催される予定となっております。

委員会といたしましては、6月15日（火）、総会に向けた現地調査を行い、24日（木）午後3時より第6回の総会、終了後に全員協議会の開催を予定しております。

報告事項1の事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。お手元に第5回立川市農業委員会総会報告、横長の資料を御用意ください。

報告事項の（2）農地法第5条第1項第7号の規定による届出、4件につきまして御報告をいたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

まず、1件目。農地の所在は羽衣町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は163㎡。転用の目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は上砂町2丁目の8筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は合わせまして1,320㎡。転用の目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は上砂町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は165㎡。転用の目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は柏町4丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は166㎡。転用の目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を添付しておりますので、御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

ただいまの報告がありました件につきまして、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 質問がないようでしたら、報告事項はこれで終了したいと思います。

次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議題に呈します。

なお、申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や質疑後に議場にて農業継続などについての意思確認を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては、売買により所有権を移転したいという内容でございます。

農地の権利移転に当たりましては、農地法第3条第2項に許可することができない場合が列举されております。

1点目。譲受人が取得しようとする農地及び既に所有している農地について、必要な機械の所有状況や従事者の数から見て、効率的に利用して耕作をすると認められない場合、こちらは全部効率要件となっております。

2点目。譲受人またはその世帯員等が農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められない場合。なお、常時従事の判断は年間150日以上であります。こちらは農作業常時従事要件となっております。

3点目。農業経営面積が当該取得予定の農地を含め別段の面積基準を定めていない都道府県においては、50aに達しない場合。こちらは下限面積要件となっております。

4点目。農地の集団化、農作業の効率化等、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる場合。こちらは地域との調和要件となっております。

以上4点の要件を全て満たすと認められる場合、農地の権利

移転の許可を受けることができるということでございます。

今回許可を受けようとする農地は、西砂町1丁目の1筆。

農地の譲渡人及び譲受人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

5月14日、申請者代理人立会いの下、会長、鈴木和昌委員、粕谷委員、岡部委員、横幕委員、事務局で現地確認を行いましたので、御報告いたします。

まず、許可要件の①、全部効率利用要件、農地について効率的に利用して耕作が可能かどうかの判断ですが、現状、御本人以外の世帯員も従事されており、労働力の点からは問題ないと考えられます。また、北側に接する農地は申請者の所有農地であり、取得予定地を併せることで、より効率的な耕作が可能と考えられます。

2点目、許可要件の②です。農作業常時従事要件ですが、譲受人は年間300日を超えて従事されておりますので、要件を満たしているものと考えます。

許可要件の③、下限面積要件は、譲受人の経営する農地が50aを超えておりますので、問題ありません。

許可要件の④、地域との調和要件ですが、現行取得予定地の北側の所有農地において、しっかりと管理、生産が行われている上、近隣にも現行何ら支障がないことから、問題はないものと考えられます。

以上のことから、申請内容は、農地法第3条第2項に規定する許可をすることができないものではないと考えてございます。

議案第1号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号について調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を鈴木和昌委員、粕谷委員、岡部委員、横幕委員、あと私の順でお願いしたいと思います。

それでは、初めに、鈴木和昌委員、お願いします。

17番 今、次長のほうからお話がありましたとおり、要件につき

ましては全てクリアしていると思います。また、当該農地に関しましては、もともとの譲渡人のほうの飛び地ということになっておりまして、今回、この権利関係をはっきりさせようということで、売買による譲渡の申請が行われたということになっております。

また、境界石等の確認はできております。そして、トラクターと耕運機、それぞれ2台という形で申請がありまして、これの確認もできました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、粕谷委員、お願いします。

3 番 働き手としては御本人、その後、主力になるのは息子さんのようなんですが、非常に意欲的にやっております。農地につきましても、地続きの畑も非常にきれいに管理されており、また、自宅前に所有している農地も非常にきれいに管理されています。問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岡部委員、お願いします。

9 番 こちらの方は、畑を見た限り、しっかりと日頃から管理されて、また、野菜の販売先もしっかりしたところを持っておりますし、何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 こちらの畑は、伺ったときは、もうエダマメがたくさん育っていました。大変きれいに管理されていて、要件も全て満たしているということで、何の問題もないと思います。

議長 ありがとうございました。

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

今、各委員さん、そして事務局から報告がありましたとおりでございます。①から④についての要件を全て満たしておりますので、こちらについては何の問題もございませんので、報告とさせていただきますと思います。

以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について何か御質問、確認事項がありましたら、お願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、許可を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。

それでは、申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 先日は、お伺いいたしまして、ありがとうございます。
本日は、お忙しい中、御苦労さまでございます。

申請人には、農地法第3条の規定による許可申請について十分御理解されていると思いますが、農業委員会としては、今回取得される農地を含め、耕作地の肥培管理へのお考えを確認させていただきたいと思ひまして、本日、出席をお願いしたわけでございます。どうか御理解と御協力をお願いしたいと思います。

それでは、金子職務代理から質問をお願いいたします。

2 番 本日は大変御苦労さまです。

農地法第3条の許可に当たっては幾つかの要件がありますので、経営農地について効率的に利用し耕作することや、その事業に必要な機械の所有状況などです。

そこで、現地調査の際にも確認をさせていただいたと思いますが、本日も、2点ほど質問させていただきたいと思ひます。

まず1点目。今回権利を取得される農地を含めた経営農地の肥培管理や、今後の生産物及び作業計画についてのお考えが1つと、2つ目に、農作業の必要な常時従事者の確保などについてどのように考えているか、お聞かせ願ひたいと思ひます。よろしく願ひします。

申請人 今回取得する農地では、基本的に例年作っている野菜をメインに栽培したいと考えております。今まで地続きで畑があり、変わらず管理等をしていきたいと思ひております。現在、家族

で仕事をしており、今のところ、ほかから人を雇ってといったことは考えておりません。ただ、年々母親のほうも高齢となっておりますので、作る作物等も新しいものを取り入れながら、なるべく負担のないように、今後も家族経営を続けていきたいと考えております。

以上です。

2 番 ありがとうございます。

先ほど現地を調査した委員の方の意見も聞きましたし、事務局のほうも見ています。私もふだんから知っていますので、本当に体に気をつけて、頑張ってやっていただければいいと思いますので、頑張ってください。ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

2 番 以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、ほかの委員さんで御質問などありましたら、お願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようですので、本日はこれでいいと思いますが、本日は本当にありがとうございました。これからも体調には十分気をつけていただいて、農業を続けていただきたいと思います。本日は御苦労さまでした。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、許可することに決めます。ありがとうございました。

次に、議案第 2 号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、4 件を議題に呈します。

なお、第 2 号議案の 1、農業委員の世帯に関する案件があります。農業委員会会議規則により、委員本人や同居の親族等に

関する議事に参与することはできませんので、関係する案件の際は一旦退席をお願いいたします。

それでは、議案第２号の１の説明を事務局よりお願いいたします。

次長 それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明について説明いたします。

議案第２号の１、農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を５月１４日、申請者、代理人立会いの下、会長、内野委員、清水茂男委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は上砂町２丁目の４筆、３丁目の１筆になります。略図１－１を御覧ください。略図１－１は、大山小学校の北、国営公園北通りに隣接する農地で、ネギやニンジンが植え付けられているほか、きれいに耕うんされておりました。

略図１－２を御覧ください。略図１－２は、第九小学校の北、五日市街道に面する自宅の裏に位置する農地で、ジャガイモやネギが植え付けられておりました。一番北側部分、自宅に近い農地の立ち木が伸びぎみとなっておりましたので、剪定されるよう依頼いたしました。

略図１－３を御覧ください。略図１－３は、第五中学校の南、国営公園北通りとの間に位置する農地で、全体的に耕うん、整地されておりました。こちらにも一部、伸びぎみの立ち木がありましたので、剪定されるよう依頼いたしました。

生産物は、みの一れに出荷されているほか、自家消費とのごとでございます。

議案第２号の１は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第２号の１について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を内野委員、清水茂男委員、横幕委員、鈴木の順でお願いしたいと思います。

それでは、初めに、内野委員、お願いいたします。

8 番 この方なんですけれども、大体の説明は事務方の方がおっしゃったとおりなので、境界石もちゃんと確認できましたし、畑もきれいに耕うんされていて、良好な状態だったんですが、略図の 1－2 の④のところにチェリーの木が植わっているんですけれども、それがかなり伸びていまして、あと、その下にも何かいろいろ植木とかが植わっていて、このままの状態だと適格者証明は出せないということになりまして、すぐ剪定してくださいというお約束をしまして、5 月 23 日の日曜日に、また畑のほうにお伺いしたところ、きちんと剪定されておりました、風通しもいい状態になっておりました。

略図 1－3 の⑤にも、ちょっと高い木があったんですけれども、そちらのほうもちゃんと剪定はされていまして。剪定もちゃんとされていたので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、清水茂男委員、お願いいたします。

1 4 番 略図 1－1 なんですけど、こちらの畑はハウスが 1 棟建っていました。あとはニンジン、サトイモが作付されていて、畑はきれいに耕作されていました。境界石もきちんと確認できました。

あと、略図 1－2 ですが、こちらにもハウスが 1 棟ありまして、畑にはジャガイモ、ニンニクが作付されていて、畑はきれいに耕作されていました。

先ほども言われたように、サクランボの木の剪定がされていなかったというのは、このときには言われていましたが、今、内野委員が確認されて、きれいになっていたということです。

あと、略図 1－3 ですが、こちらの畑もきれいに耕作されていて、畑の隅にあった木の枝が剪定されていなかったということですけど、内野委員が確認されて、きれいになっていたということです、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

- 1 1 番 こちらの方は、畑そのものは全部きれいに管理されていましたが、先ほど問題になりました1－1のチェリーとか、1－3の樹木については、現地調査の折にはちょっと問題かなというところがあったんですけれども、御当人は、お母さんが植えた木であったり、おじさんが植えた木であったりと、大変思い入れのある木だったので、なかなか切るのは難しいかなと思ったんですけれども、ただいまきちんとして剪定されているという話を伺いまして、よかったなと思いました。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから報告させていただきます。

今、各委員さんからも報告がありましたように、一部のところが野木の状態なところがあって、今回、適格者証明を出すということの大事な案件でございます。なので、その辺はしっかりきれいにしてくださいということで、お願いをいたしました。それで、後日、内野委員が確認をしていただきましたので、非常にきれいにしていただいたということで、報告をいただきましたので、あとは何も問題はありませので、以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問、確認事項がありましたら、お願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 今日は晴れのところ、ありがとうございます。

申請人には相続税猶予制度について十分御理解していただけたと思います。農業委員会総会において、その意思を改めまして確認させていただきますので、御協力をお願いいたします。

農業委員会としましては、相続税の猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できなくなり、立川農業の発

展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えています。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問したいと思います。

それでは、初めに鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 ありがとうございます。

本日は、代理人の方ということですので、申請者共々のお考えをお聞かせください。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで確認をさせていただきます。

1つ目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2つ目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 こんにちは。

今回、母親といいますか、従事者代表という形で、今回ここに来させていただきました。

実際、母親は父親と共に農家として農業を営んでまいりました。生涯にわたって今後も安全安心の農作物を作成して、農業を存続させていきたいということです。

それに関しまして、私のほうも、現在従事者という形で家族

を挙げて経営をしていきたいということで、頑張ってやっていきたいと思っております。

17番 ありがとうございます。

こんな時期ですので、お体には御注意願って農業の従事に携わっていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3番 御苦労さまです。では、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は、農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう、様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申請等を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行くと、猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納税することになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 基本的には家族全員で力を合わせて農業を経営していくということで考えております。肥培管理に関しましても自分たちで行うということですが、万が一、それが難しいというような状態になった場合には、農業委員の方に御相談させていただきたいと思えます。

以上です。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではな

く、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくをお願いします。お体には十分気をつけて頑張ってください。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで御質問などある方は、お願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようなので、私のほうから申請人の方をお願いをしたいと思います。

ただいま両部会長から、いろいろ御質問があり、お答えいただきましたけれども、相続税猶予制度は国の制度でございます。3年に一度、税務署のほうに報告する義務があります。その前に農業委員会のほうで現地調査をして、的確に管理をしているかどうかを調査させていただきますので、また3年に一度、伺いたいと思いますので、またその際は御協力をお願いしたいと思います。

それでは、ただいま両部会長から質問がありましたことが、この封筒にも書いてありますので、お帰りになりましたら御家族で読んでいただいて、相続税猶予制度というものがどういうものかということを御理解していただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、本日はありがとうございました。今後ともよろしくをお願いしたいと思います。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第2号の1、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、議案第２号の２の説明を事務局よりお願いしたい
と思います。

次長 それでは、議案第２号の２、農地相続人等の住所、氏名に
つきましては記載のとおりでございます。

現地調査を５月１４日、申請者、代理人立会いの下、会長、
内野委員、鳴島委員、清水茂男委員、横幕委員、事務局で行い
ました。

特例適用申請農地は砂川町３丁目の１筆になります。

略図２を御覧ください。略図２は、見影橋公園の東南に位置
する農地で、ジャガイモやサトイモ、タマネギが植え付けられ
ておりました。全体的に境界付近の草が伸びぎみとなっており
ましたので、全体として除草等管理をされるよう依頼しました。
また、剪定枝等、片づけるよう併せて依頼しております。

生産物は自家消費とのことでございます。

議案第２号の２は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第２号の２について、確認を担当された委員から補足説
明をお願いします。

補足説明を内野委員、鳴島委員、清水茂男委員、横幕委員、
鈴木の順でお願いします。

それでは、まず初めに、内野委員、お願いします。

８番 この方は、大体の説明は事務方のおっしゃったとおりでし
て、一応、申請者は今、会社員で会社に勤めておりますので、
農作業自体は申請者と、あと、お手伝いしてくれる方が結構い
らっしゃるということなので、その人たちと一緒に農作業のほ
うはしているそうです。

畑のほうなんですけれども、境界石も確認できましたし、畑
自体はきれいなんですけれども、境界石の端とかにシノダケが
結構生えていまして、あと、高さ５０センチぐらいになる草と
かが結構生い茂っておりました。あと、アンズの木があるん
ですけれども、こちらは、アンズは収穫して、アンズジャムを作
っているということなんですけれども、そのアンズが、一般の

2階建て住宅の2階ぐらいまで伸びていまして、そちらのほうの剪定もお願いしたんですけれども、こちらのほうも5月23日の日曜日に確認に行きましたら、申請者と、大体7名から8名のお手伝いの方がいらっしやいまして、一斉に除草とか、シノダケの草刈りをしていました。

アンズの木なんですけれども、こちらはちょっと自分たちでは剪定できないので、今、業者さんのほうにお願いしているそうなので、やる気はある方なので特に問題ないと思います。アンズのほうはまた、申請者と連絡を取りながら、また確認のほうを行きたいと思いますので。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鳴島委員、お願いします。

7番 境界等を確認させていただきまして、場所が、結構肥培管理のほうを、野菜等を結構作っていらっしやって、よくやっているなというイメージはあるんですが、先ほど内野委員が言ったように、多少、周りに草が生い茂っている等の問題点と、あと、ごみの山といいますか、そういったものが積んであったという。それは確認して、オーケーになっているのではないかと思いますので、多分やる気のほうは結構あると思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水茂男委員、お願いします。

14番 こちらの方は、知人に手伝ってもらって畑のほうは耕作しているということなんですが、畑にはジャガイモ、ダイコン、サトイモが作付されていまして。当日行ったときに、やはり皆さん言われているように、畑の周囲には笹や雑草等が大分ひどくなっているので、多分、会長が当日、できる範囲内のところだと言われているところでやってほしいと、たしか言われたと思うんですが、私もちょっと気になって、今日、この会議の前に現地へ行ってきたんですけれども、やってあるんだなというところはあるんですが、まだ笹とかが、抜くのは大変なんだろう

うなというところはあるんですが、手は何かつけてあるような感じに見えました。

境界石のほうもきちんと入っていましたので、問題ないのかなと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

- 1 1 番 この方は、納税猶予制度を初めて申請されたわけですので、制度について詳しく理解されていないところがあったようです。それで会長が大変親切に細かく説明しておられて、猶予を受けるためにはいろいろ縛りがあって、やらなくてはいけないこともあるけれどもという話をされたんですけれども、御本人と、それから、親御さんのときからのお手伝いの方の力を借りてやっていきたいという話でしたので、何とか頑張ってもらいたいなと思いました。

議長 ありがとうございました。

それでは、私のほうから報告させていただきます。

今、委員さんのほうから報告がありましたとおりでございます。当日は、畑はきれいなんですけれども、畑の周りに笹みtainなものとか、木が伸び過ぎているとか、草のごみ山みtainものがあつたりとか、そういうのがありましたので、その辺をとにかく撤去して、またきれいにしてくださいということで。

それと、あと、木については、やはり近隣の住宅に迷惑をかけてしまうので、それは必ず剪定してくださいということで、お願いはしておきましたので、内野委員から報告がありましたように、業者をお願いしているということなので、こちらについては問題ないかと思います。

横幕委員からも、今お話ししたとおりで、この方はもともと勤めをしていたということで、なかなか農業について、また、農地についてのことが、あまり理解していらっしゃらなかったということで、少しそういった面でお話をしておきまして、お手伝いの方と、とにかく周りもきれいにするというので、お約

束もしていただいて、内野委員も５月２３日に見ていただいたということで、あとは全然問題ないかと思いますので、報告は以上になります。

それでは、何か質問、確認事項がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 先日はどうもありがとうございました。

申請人 どうもありがとうございました。

議長 申請人には相続税猶予制度について十分御理解していると思いますが、農業委員会の総会において意思を改めて確認させていただきますので、御協力をお願いいたします。

農業委員会としまして、相続税の猶予制度が正しく運用されなければ制度そのものが維持できなくなり、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えています。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

それでは、初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をさせていただきたいと思います。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

１７番 大変お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、質問と確認事項を述べさせていただきます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられます。そのような場合でも農業経営は継続し

ていかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで2点質問いたします。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 農業経営につきましては、私も子供の頃から、今回、生産緑地をお願いしておりますが、砂川三番の田んぼや畑で子供の頃から育っておりまして、本当に農業はそういうものだということで、子供の頃からずっと親の手伝いや祖父母の手伝いをしながら過ごしております。生涯にわたって、この農業というのは、仕事もしておりますが、しっかり続けていきたいと考えております。

あと、農業の後継のことなんですが、確かに私は一人娘です。あとは子供もいないということもありますので、そういった面はあるかもしれませんが、今、一緒に農業補助者としてお手伝いしてくださっている援農ボランティアの皆さんや、また、私の親族の、いとこの子供たちもいたりしますので、そういった中から一緒に農業をしていくような形で育てていきながら、あの農地を守っていきたいと思っております。

旧地主さんの開拓した農地ということで、大切に守るようということで両親からも言い渡されて、ずっと来ておりますので、そのまま大切に保存していきたいというふうに考えております。農地として活用していきたいと思っております。

17番 ありがとうございます。

お仕事をお持ちということですので、お体のほうは無理をしないように気をつけて、農地を経営していただきたいと思います。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いします。

3 番 本日は、梅雨前の忙しい時間をお越しいただき、ありがとうございます。

では、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申請を行う場合には、貸している方の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 自分自身で耕作にも関わってまいりますし、また、ボランティアや補助してくださる方々とも協力しながら関わっていきたいと思っております。もしどうしてもうまくいかないとかという場合には、農業委員の方にも相談に乗っていただきながら継続できるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。健康には十分御留意して行ってください。ありがとうございました。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございました。

ほかの委員さんで御質問がある方は、お願いしたいと思えます。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 質疑がないと認め、私から申請人の方へお願いをしたいと思えます。

ただいま両部会長からのいろいろな質問に答えていただきまして、本当にありがとうございました。相続税猶予制度というものは国の制度でございますので、3年に1回、税務署のほうから報告する用紙が届きます。それを報告していただくんですね。それと併せて、農業委員会としましては3年に一度、ちょうどこの報告書を出す前に現地調査を行います。そのときに、しっかり肥培管理できているかどうかという確認を取らせていただきますので、その辺で肥培管理をして、確認してあれば、また農業委員会から証明書を発行して、報告書とともに税務署のほうに提出していただく形になりますので、また今後とも肥培管理にはよろしくお願いしたいと思えます。

それでは、ただいま両部会長から質問がありましたことが、この封筒の中に入っておりますので、お帰りになりましたら、猶予制度というものがどういうものかということ、もう一度確認して、御理解をいただきたいと思えますので、よろしく願います。

今日は本当にお忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。今後ともよろしくお願いしたいと思えます。

〔申請人 退席〕

議長 議案第2号の2、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、続きまして、議案第2号の3の説明を事務局より

お願いいたします。

次長 それでは、議案第２号の３、農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を５月１４日、申請者立会いの下、会長、島田加美委員、嶋田貞芳委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は一番町４丁目の２筆になります。

略図３－１を御覧ください。略図３－１は、稻荷橋の北詰、上水北通りを挟んで位置する自宅の裏に位置する農地で、ブロッコリーを植え付ける予定とのことで、きれいに耕うんされておりました。

略図３－２を御覧ください。略図３－２は、天王橋の北西、村山との市境近くに位置する農地で、アジサイやツツジなど東京都の委託苗木が植え付けられておりました。どちらも肥培管理は大変良好でした。

議案第２号の３は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

議案第２号の３について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を島田加美委員、嶋田貞芳委員、横幕委員、鈴木の順でお願いいたします。

それでは、島田加美委員、お願いいたします。

１６番 この方のところは本当によくやられておまして、本当にきれいな畑です。略図３－１、ここは自宅裏の農地ということで、今はよく耕うんされておりました。後にまたブロッコリーを植えるということです。

略図３－２なのですが、これは都の委託事業で、ユキヤナギ、サツキ、ブラックアジサイが植えられておりました。またここも、ブロッコリーを後に植えるということです。

どちらも境界石のほうはきちんと入っておりましたので、問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、嶋田貞芳委員、お願いします。

- 6 番 事務局のほうと島田加美委員のほうから今、説明があったとおり、肥培管理は非常に良好だったと思います。植木の苗ものを生産しておりまして、そのほか、今、空いているところは耕うんがされておりまして、これからブロッコリーのほうを生産するということでした。販売先については、量販店を中心に出荷をしているということでした。境界石も全部確認できましたので、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

- 1 1 番 今、事務局のほかの委員さんがおっしゃったとおりで、とてもきれいに管理されていました。問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから報告させていただきます。

今、委員さんの皆さんから言われたとおり、非常にきれいに管理されております。この方はブロッコリーを主に作られているということと、あと、東京都の委託苗木まで作られているということで、両方もう非常にきれいに管理されておりまして、また、境界石も全て確認をさせていただきましたので、何の問題もございません。

以上でございます。

それでは、何か質問、確認事項がありましたらお願いしたいと思います。

- 1 2 番 この方の2番目の畑が一部になっていますよね。5, 7 8 7 m²の一部で、1 m²ないぐらい欠けているんですけども、これは何かあるんですか。

議長 では、事務局、お願いします。

係長 敷地の一部にマンホール等が入っているという箇所がありまして、そちらの部分を除外しているということでございます。
以上です。

議長 高杉委員、よろしいでしょうか。

1 2 番 はい。

議長 そのほか何か御質問等がありますか。よろしいでしょうか。
……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として
申請人に意思確認等を行いたいと思います。
申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はありがとうございます。

申請人 よろしく願いいたします。

議長 また、先日は御協力ありがとうございました。

申請人の方には相続税猶予制度について十分御理解していただ
けると思いますが、農業委員会の総会において意思を改めて
確認させていただきたいと思いますので、御協力をお願いいた
します。

申請人 よろしく願いします。

議長 農業委員会としましては、相続税の猶予制度が正しく運用
されなければ制度そのものが維持できなくなり、立川農業の発
展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えてい
ます。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと
思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順
に質問をお願いしたいと思います。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

1 7 番 いい天気で大変お忙しい中、お越しいただきまして、誠に
ありがとうございます。

では、早速質問と確認をさせていただきます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続
していく上で、なくてはならない制度であると同時に、ほかの
業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農
地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期
間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難にな

ることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族等の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、確認させていただきます。

1 つ目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2 つ目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上 2 点についてお答えをお願いいたします。

申請人 私は両親と共に農業をやってきました。今後も生涯にわたり、安心安全な農産物の生産に心がけて、農業経営を継続していきたいと思います。

私が農業経営をできなくなった場合、弟が後継者として農業経営を行っていきますが、弟には子供もおりまして、今、会社員ですけれども、将来は農業を行ってもらいます。このように、一応、弟家族の支援、協力の下、農業経営を継続していきたいと思います。

また、万一、私や弟家族が何らかの理由で農業経営が継続できなくなった場合には、まず農業委員会の皆様に相談しますので、よろしくお願いします。

以上です。

1 7 番 ありがとうございます。

植木の苗木や野菜といった多方面にわたって農業経営をされておりますので、今後とも健康には御留意いただきたいと思います。ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございました。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3 番 貴重な晴れの中、お越しいただき、ありがとうございます。では、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は、農業だけに適用される特例措置で

す。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう、様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は、原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行うと、猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 当面、今までどおりの農業経営を継続し、農地の全てにおいて適切な肥培管理を行い、農産物を生産していくつもりです。私に何かがあった場合は、農業委員会の皆様に御相談しますので、どうかよろしくお願いします。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業経営の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願いします。

申請人 よろしくをお願いします。

3 番 十分健康には気をつけて頑張ってください。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで御質問などありましたら、お願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようなので、私から申請人の方へお

願いがありますので、よろしくお願いします。

ただいま両部会長からの質問にお答えいただきまして、ありがとうございます。相続税猶予制度は国の制度でございます。そして、3年に1回、税務署のほうに報告をしていただくことになります。その際、農業委員会で3年に1回、現地調査に伺いますので、またそのときには立会いをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ただいま両部会長から質問した内容が、こちらの封筒の中に入っておりますので、お帰りになりましたら、もう一度、ただいま弟さんが後継者という話も聞かれたんですが、弟さんにもこちらのほうの内容を見ていただいて、相続税猶予制度というものに御理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、今日はお忙しい中、お越しいただきまして、大変ありがとうございました。また今後ともよろしくお願いしますと思います。

申請人 どうもありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第2号の3、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、続きまして、議案第2号の4の説明を事務局よりお願いします。

次長 それでは、議案第2号の4、農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を5月14日、申請者立会いの下、会長、島田加美委員、嶋田貞芳委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は一番町4丁目の1筆になります。

略図4を御覧ください。略図4は、天王橋の北、略図3－2

の東南に位置する農地で、今後の作付に向け耕うん等が進められておりました。

議案第2号の4は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

それでは、現地を調査された方から報告をお願いしたいと思います。

それでは、補足説明を島田加美委員、嶋田貞芳委員、横幕委員と私の順でお願いいたします。

それでは、島田加美委員、お願いいたします。

16番 この農地なんですが、12月の委員会で一度外された農地なんです。また今回再度入っているということで、本当に境界のほうもしっかり入っておりました。また、よく耕うんされていて、草もないような畑で、本当に問題はないと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 ここの農地ですけれども、以前はギンナンが作付されていて、今、きれいに整地というか、耕うんをされている状態でした。

今後については、何か新しいものを作付を考えていきたいんだということで、非常に前向きに、いろいろなことを考えていらっしゃいました。境界のほうも全て確認できましたので、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 畑は大変きれいに耕うんされておりました。今、話に出ました今後の予定を伺ったときに、内容は言えないけれども、今、農業試験場と話し合っているということで、いずれは立川の特産物にしたいという夢を持っている話を伺いまして、大変いい話だなと思って聞きました。

議長 ありがとうございました。

続きまして、私のほうから報告させていただきます。

この方は、先ほど島田加美委員からも報告がありましたように、生産緑地の買取申出を取り下げたものでございます。それで、今回また新たに、こちらのほうを猶予を受けるということになりました。

やはり一度、買取申出に出ていたもので、一回全てきれいにしたんですね。なので、今、更地状態でございます。なので、今後は、今、横幕委員からお話ししましたように、農業試験場とも相談して、何か変わったようなものを植付けしていきたいということで、今年中には植付けを始めたいということをお話ししておりましたので、何の問題もなくということで報告させていただきます。

それでは、何か質問、確認事項がありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請人に意思確認等を行いたいと思いますので、申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、私のほうからちょっと何点かお話ししたいと思います。

申請人には相続税猶予制度について十分御理解していただけていると思いますが、農業委員会の総会において意思を改めて確認させていただきますので、御協力をお願いいたします。

農業委員会としましては、相続税の猶予制度が正しく運用されなければ制度そのものが維持できなくなり、立川農業の発展はおろか、農地を存続することすらできないと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは、初めに、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 大変お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

今回の農地は買取申請を取り下げられたところということで、また、申請者自身が2月でしたか、一度こちらの委員会にお見えいただいて適格者証明を受けているということで、納税猶予制度を御理解いただけているという前提で、私のほうから質問と確認をさせていただきます。前回もお話をさせていただいたことになりますので、改めての御回答をお願いしたいと思います。

1つ目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2つ目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 私は2回目の総会出席なんですが、まずもって皆様に2回もお手数かけたこと、おわび申し上げるとともに、御協力よろしくをお願いいたします。

まず1つ目は、当初の計画よりもいろいろ自分で考えて、もっと、私の場合は相続で兄から財産を引き継ぐんですが、親、兄とも、いろいろ工夫して農業を営んできました。自分も、1つの仕事が終わってから、たしか6年目になるんですが、自分なりにある程度仕事が分かってきたような気がしましたので、自分なりに新しいものをやっていきたいと。親は親、兄は兄、私は私なりの考えでこれから、坪数はまあ、1反ないんですが、大事に、宅地から農地に変更させていただければ有効活用して、まだはっきりしないんですが、一生懸命農業を推進していきたいと思います。

2点目の後継者なんですが、幸いに子供が2人おりまして、1人まだ九州のほうに勤務しておりまして、あと5年たてば定年ということで聞いていますので、その間、私の兄弟、おいがおるんですが、手伝っていただきまして、2町歩ちょっとある

んですが、現在の畑は一生懸命やって、いい果実をたくさん作ろうと思っておりますので、その点は大丈夫だと思います。よろしくお願いします。

- 17番 ありがとうございます。固い決意をありがとうございます。
畑のほうも、まだたくさんありますので、お体には御注意して、これからも農業経営を行っていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

- 3番 本日は、お忙しい中お越しいただき、ありがとうございます。
買取申請を取り下げて、新たに特例農地として残していただけるということで、農業委員会としてうれしい限りです。

前回の質問と同じ内容になりますが、改めて質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は、農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるように様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りをを行うと、猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

- 申請人 先ほども話したんですが、私と、あと家族でもって、主にギンナンの生産が一番多いんですけども、これからは、こうしたキウイフルーツ等があるんですが、その点に関して、家族

でもって力を合わせて、現在のところは農業経営はできていると思います。

あと。そのほかに……。

3 番 御自身がどのように関わっていくかということです。

申請人 私はもう高齢で、76歳になるんですけれども、まだまだ若い者に負けないつもりでおります。でも、万が一何かあった場合には、私どもの地域の農業委員さんともよく協議して、今後どうしていくか、農業に対する熱意を皆様の力でもって消さないように頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願いします。気力、元気ともに見習っていききたいと思います。頑張ってください。

申請人 はい。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで質問のある方は、お願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 質疑がないと認め、私から申請人の方へお願いをしたいと思います。

もう前回もお話ししたので、よくお分かりになっているかと思いますが、税務署からの3年に1回、報告するというのも前回お話ししました。その前に農業委員会でも、しっかり肥培管理できているかどうかということを、現地をまた確認させていただきますので、そのときにまた立会いをお願いしたいと思いますので、どうぞ御協力お願いしたいと思います。

それでは、もう御存じだと思いますが、両部会長の質問がありました内容が、この封筒に書いてありますので、お帰りにな

りましたら、御家族でこちらのほうを皆さんに読んでみていただいて、御理解をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、今後とも元気で農業に励んでいただきたいと思いますので、体には十分気をつけてください。本日はありがとうございました。

申請人 ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第2号の4、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして、現地調査を5月14日、申請者、申請者代理人立会いの下、会長、嶋田貞芳委員、井上委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

議案第3号の1、特例農地は一番町1丁目の1筆となります。

略図1を御覧ください。略図1は、天王橋の南西、昭島との市境に位置する農地で、ナスやジャガイモのほか、数種の植木が植え付けられておりました。肥培管理は大変良好でした。

議案第3号の2、特例農地は柴崎町4丁目の1筆となります。

略図2を御覧ください。略図2は、普済寺の東、柴崎四西公園の南東に位置する農地で、タマネギやサツマイモなどが植え付けられておりました。生産物は現在は庭先販売とのことでございます。境界も全て確認でき、肥培管理も良好でした。

議案第3号は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

議案第3号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を、1番、嶋田貞芳委員、横幕委員、鈴木です。2番を井上委員、横幕委員、それと私、鈴木の順でお願いしたいと思います。

それでは、1番を、初めに嶋田貞芳委員、よろしくお願いします。

6番 1番の方ですけれども、今回で7回目ということでしたので、非常に要領を得ているという言葉は、ちょっと語弊があるかもしれないですけれども、非常にきれいに肥培管理はされていまして、野菜のほうも主に自家消費ということで、きれいに肥培管理されていました。境界のほうも全て確認できましたので、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 大変きれいに管理されていまして、何も問題はないと思いました。

議長 それでは、私のほうから報告します。

今、各委員さんからも報告がありましたとおり、非常にきれいに管理されていまして、本当に、先ほど言われたように、もう7回目ということで、十分理解されている方だと思いますので、何の問題もございません。

ということで、1番については以上になります。

続きまして、2番ですね。初めに、井上委員、お願いいたします。

15番 この方は、庭先で直売をしているということもあって、いろんな品種を丁寧に作っているという印象でした。境界も確認できましたし、逆に、こんなにたくさん作っているので、ちょっと勉強したいなと私自身が思ったぐらいです。

議長 ありがとうございました。

 続きまして、横幕委員、お願いします。

- 1 1 番 多品種で本当にきれいに管理されていました。畑の横を柴崎分水が流れているんですけれども、かつて田んぼをやっていた名残の農機具もあったりしました。用水そのものは、今はもう田んぼには使いませんが、井上委員さんの話ですと、今ちょうど通水していますので、この水量なら水力発電ができるのではないかという話を伺って、もしそれが可能なら、SDGsを地で行くような農業の貢献の仕方もあるなというふうに思いました。

議長 ありがとうございました。

 続いては私のほうから報告いたします。

 この方の農地は、もう周りが本当に住宅に囲まれて、もう農地はそのところしかないような場所でございます。なので、庭先で野菜も全て販売されるということで、地域からも非常に喜ばれているようなところではないかと思われまして、ということで、息子さんとも一緒にやられていまして、非常に管理もしっかりされておりまして、何の問題もありませんでした。

 2 番については以上でございます。

 ただいま説明がありました件について、何か質問等がありましたらお願いしたいと思います。

 金子委員、お願いします。

- 2 番 2 番の案件の方は、今よく説明されましたけれども、1 番の案件の方で、面積が多いんだけれども、これは自家消費になっていますけれども、どこかに何かを販売しているというようなところがあるんですか。これだけの面積で、確かに、うなっているからきれいだけれども、一応生産するという農地、税金だけ安くするわけじゃなくて、販売、目的は別にいいんですけれども、自家消費だけでこれだけの面積は要らないのかなと思うので、そのところはどうなっているんですかね。どこかに販売しているんですかね。

- 6 番 野菜のほうは自家消費ということで聞いています。販売先

については、今はやっていない、特別にはないということだったんですけれども、あと、大半を植木のほうが植え付けられているんですけれども、以前は販売をしていたということなんですけれども、現在においては、ほとんどが自己で管理しているアパートだとか、そういうところの植栽の植え替え用ということで聞いています。

用があれば当然販売もするんでしょうけれども、今の現状はそういったことでした。

2 番 分かりました。

自家消費だけだと言っていたから、植木のほうが出ていなかったの、その部分が分からなかったから質問しました。

議長 そのほかに御質問ありますか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第 3 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第 4 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、3 件議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について御報告をいたします。今回は 2 件でございます。

議案第 4 号の 1、土地の表示は上砂町 3 丁目の 2 筆となります。面積は合わせまして 4, 0 8 5 m²、申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第 1 0 条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第 4 号の 2、土地の表示は砂川町 4 丁目の 1 筆となります。面積は 1, 8 3 3 m²、申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第 1 0 条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第４号については以上でございます。

議長 ありがとうございました。

調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明を、１番を島田加美委員、２番を清水茂男委員の順でお願いいたします。

では、１番、島田加美委員、お願いいたします。

１６番 この方は、申請者は病院の経営ということで大変忙しい人なんですが、御家族と、また、お手伝いをしてくださる方がいるということで今までされてきました。主たる従事者として、別に問題はないのかなと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、２番を清水茂男委員、お願いします。

１４番 この申請者２人ですが、まだ大変若いんですが、トラクターに乗って、畑を大変よく耕作されていました。野菜も作って、サトイモやソラマメをみの一れなんかに出して、一生懸命されていて、肥培管理状況も適切で、主たる従事者として問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件につきまして、何か御質問などがありましたらお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。質問ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第４号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、その他、何かございますでしょうか。

次長 事務局からは特段ございません。

議長 よろしいですか。

それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了
でございます。

次回の農業委員会総会は6月24日木曜日、午後3時から、
この同じ場所、302会議室で開催されます。先月配付のあつ
た年間スケジュールとは変わっておりますので、御注意いただ
きたいと思います。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後4時33分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員